

平成31年4月1日から

タンデム自転車 の公道での2人乗りが可能に!!



※ 茨城県道路交通法施行細則の一部改正（平成31年4月1日施行）

タンデム自転車とは？



複数のサドルとペダルを有し、複数人が前後に乗車し、駆動することができる自転車です。構造上、道路交通法で定める「普通自転車」には含まれません。

何が変わったの？

- 今までは、道路法における自転車専用道路や自転車歩行者専用道路においてのみ、複数人が乗車する形での走行が可能でした。
- 今後は、茨城県内の全ての公道において、2人乗り用タンデム自転車での2人乗り走行が可能です。

※ 3人乗り以上のタンデム自転車は、従来どおり、道路法に規定する自転車専用道路や自転車歩行者専用道路においてのみ、複数乗車による走行が可能です。

公道を走行する際の注意点は？

① 歩道は通行できません

タンデム自転車は普通自転車には含まれませんので、たとえ右記の「普通自転車歩道通行可」の標識がある道路でも、歩道を走行することはできません。車道の左側を走行しましょう。



② 「自転車を除く」の補助標識は適用されません

進入禁止や一方通行等の規制標識に「自転車を除く」の補助標識があっても、この補助標識は普通自転車を対象としていることから、タンデム自転車は該当しません。



自転車を除く



自転車を除く

③ 一般的な自転車とは勝手が異なります

- 発進時は安定しないのでふらつきやすくなります。
- 一般的な自転車と比べて全長が長くなるので小回りが利きません。
- 重量が重いためブレーキの効果が弱くなります。

※ 公道を走行する前に、交通ルールを確認しましょう！
※ タンデム自転車の特性を理解し、交通事故防止に努めましょう！

